平成２８年（フ）第１１５５号
千葉県市川市宝１丁目２番18―301号　（ガーデナコート）
債務者　岩永　康裕
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６７号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目20番地５　クレインゆりのき台２―102
債務者　磯野　健人
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８０号
千葉県船橋市藤原３丁目18番１号　サンパティオＡ棟207号
債務者　稲村　昌典
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１９号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番９棟501号
債務者　岡田恵理子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３６号
千葉県八千代市高津303番地１　イワイコーポ102
債務者　船橋キヨミ
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９号
千葉県山武郡九十九里町片貝3592番地
債務者　鈴木　岩夫
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０号
千葉県山武郡九十九里町片貝3592番地
債務者　鈴木　　榮
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
千葉県銚子市長山町2187番地の２
債務者　竹内はるみ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
千葉県東金市宿621番地３　コーポ21―101
債務者　山本　岩男
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
千葉県銚子市愛宕町3135番地の２
債務者　榊　　裕亮
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１号
千葉県東金市田間921番地36
債務者　吉越　みか
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
千葉県山武郡横芝光町横芝422番地
債務者　南部　　栄
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６４号
新潟市中央区京王１丁目８番25号
債務者　高橋　一孝
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８１号
新潟市江南区亀田四ツ興野４丁目４番25号
債務者　小池　正樹
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８４号
新潟市秋葉区田島104番地１　カサブランカ荻川201号
債務者　小林　晃子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２４号
山梨県甲府市飯田３丁目３番４号、前住所山梨県甲府市下飯田１丁目11番９号　深山ハイツ103
債務者　髙橋慎太郎
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
山梨県甲府市東光寺２丁目30番２号　グリーンボックス20　２－Ｅ
債務者　三井　勝司
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係